

# 『お知らせ』

令和7年5月1日

## 東北厚生局への届出事項

- \* 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 6）
- \* 救急医療管理加算
- \* 診療録管理体制加算 3
- \* 医師事務作業補助体制加算 2
- \* 急性期看護補助体制加算（2.5対1 5割未満）
- \* 医療安全対策加算 2
- \* データ提出加算 1
- \* 入退院支援加算 1
- \* 地域包括ケア入院医療管理料 1
- \* 入院時食事療養（Ⅰ）
- \* がん性疼痛緩和指導管理料
- \* がん治療連携指導料
- \* 医療機器安全管理料 1
- \* 別添1の「第14の2」の1の（3）に規定する在宅療養支援病院
- \* 持続血糖測定器加算 1
- \* 検体検査管理加算（Ⅰ）
- \* CT撮影及びMRI撮影
- \* 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- \* 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- \* 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
- \* 人工腎臓
- \* （人工腎臓）導入期加算 1
- \* 透析液水質確保加算
- \* 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- \* ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- \* 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）
- \* 輸血管理料Ⅱ
- \* 麻酔管理料（Ⅰ）

病院長

# 『お知らせ』

令和7年5月1日

「当院の一般病棟は、1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- \* 朝8時30分～夕方17時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は4人以内です。
- \* 夕方17時30分～朝8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は16人以内です。
- \* また、朝8時30分から夕方17時30分までの時間帯は、身支度や食事等の身の回りのお世話をさせていただく看護要員1名以上が勤務しています。

病院長

## 「診療明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。(公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても同様です)

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

病院長

# お 知 ら せ

当院は「入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行って  
おり、管理栄養士によって管理された食事を適時  
（夕食については午後 6 時以降）  
適温で提供しています。

病院長

# 令和6年 届出手術実施件数

1	肺悪性腫瘍手術等	0件
2	尿道形成手術等	0件
3	肝切除術等	1件
4	上顎悪性腫瘍手術等	0件
5	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
6	食道切除再建術等	0件
7	ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術	1件

# 「患者様相談窓口」のご案内

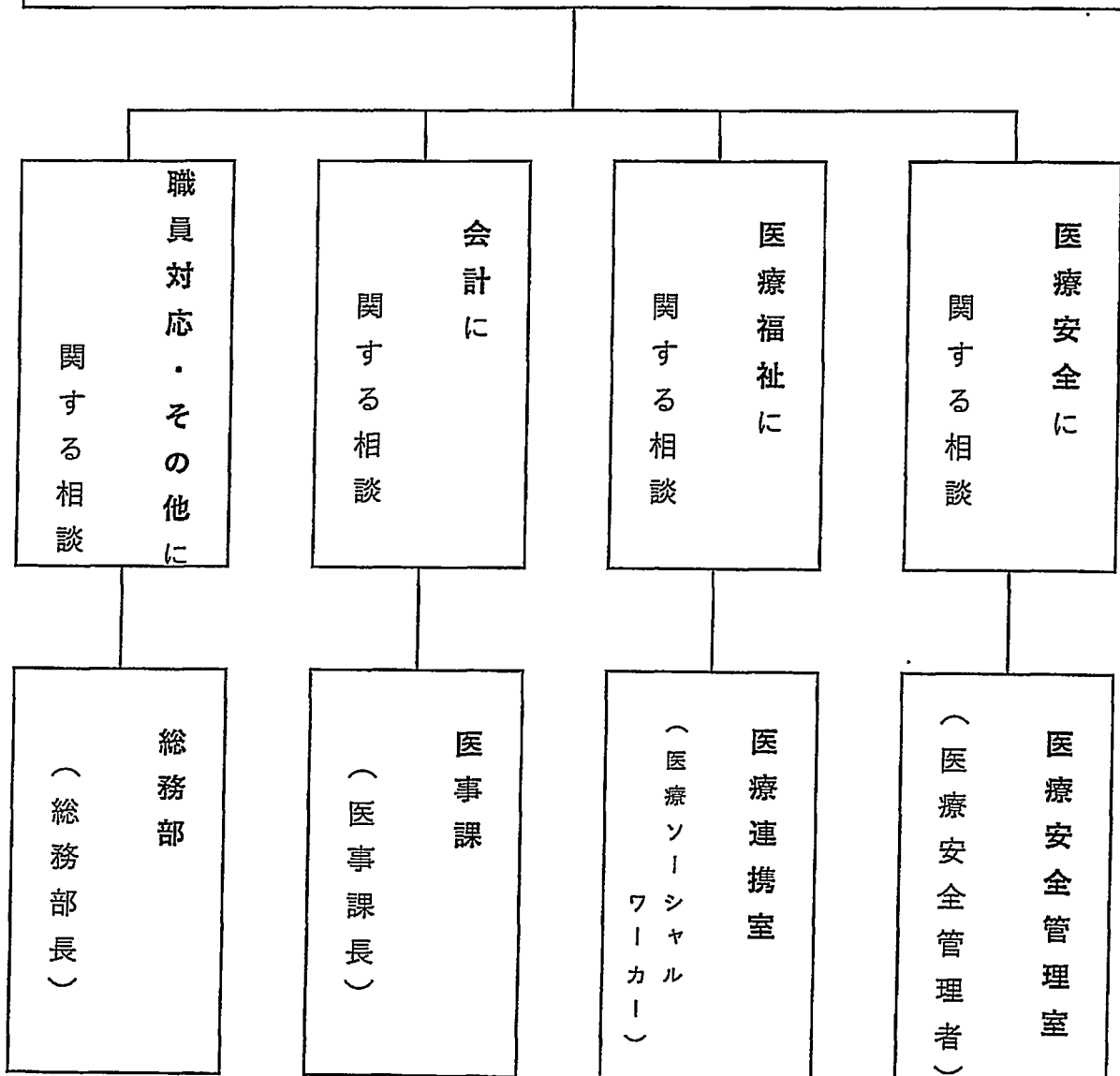
当院では、「患者様相談窓口」を設置し、患者様やご家族様からの相談に応じます。お気軽にお尋ねください。

## 相談窓口

〔受付時間 9:00~16:30〕

※ 会計窓口にお声をお掛けください。

相談内容に応じ、下記の担当者が対応いたします。



## 保険外負担料金一覧（税込み）

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

1. 文書料			
(1) 死亡診断書		3,300円	
一通増す毎に		1,100円	
生命保険用		5,500円	
(2) 死体検案書		5,500円	
死体検案料	病死	3,300円	
	事故死	11,000円	
(3) 普通診断書		2,200円	
身体検査書		2,200円	
健康診断書		2,200円	
一通増す毎に		1,100円	
(4) 特殊診断書			
裁判所用		11,000円	
(5) 普通証明書		1,100円	
分娩費、出産手当金の証明書		1,100円	
(6) 身体障害者認定診断書		5,500円	
(7) 各種年金関係		5,500円	
(8) 自賠法に基づく診断書		5,500円	
自賠法に基づく証明書		3,300円	
(9) 入院証明書			
〔生命保険関係等〕	入院	11,000円	
〔に関する診断書〕	外来	5,500円	
(10) 恩給診断書		5,500円	
2. 対診料		3,300円	
3. 死後処置		5,500円	
4. 交通費	片道2km	550円	2km増す毎に550円加算
5. 紙おむつ	1枚につき	110円	
6. 紙おむつ（パンツタイプ）	1枚につき	154円	
7. 尿とりパット	1枚につき	44円	
8. 病衣	1日につき	77円	



## 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

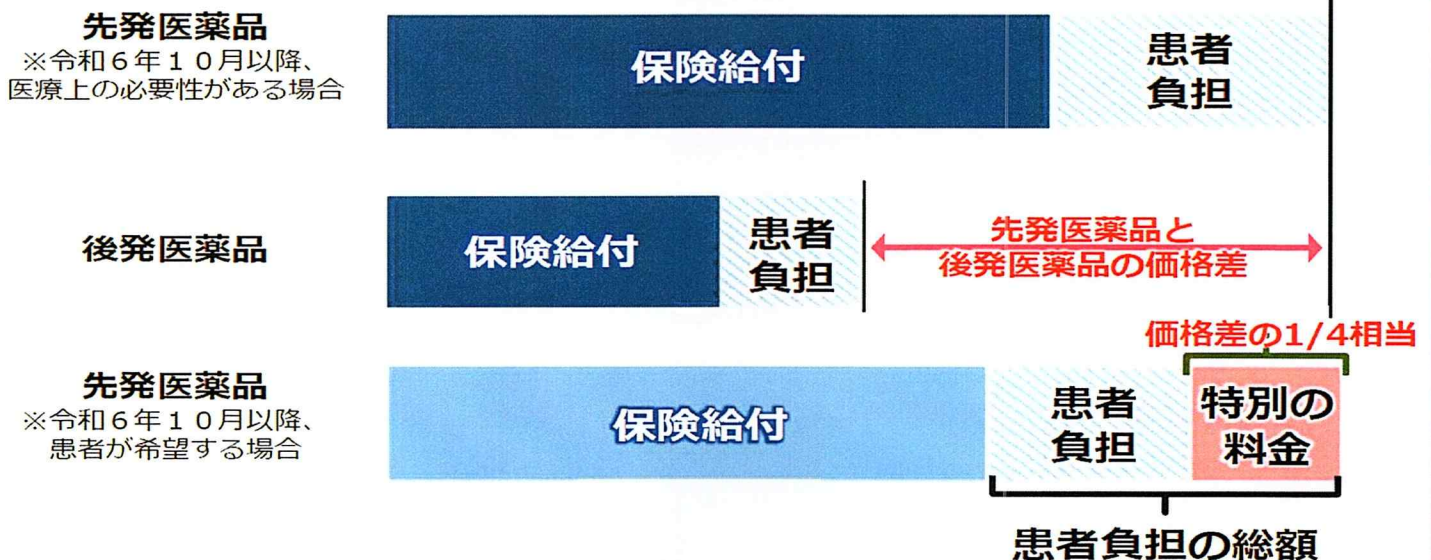
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

### 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

## 患者さんへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行うことがあります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

病院長

### 〈付き添いについて〉

当院は、原則として付き添いは認めておりません。

ただし、下記の病状があり、主治医が許可した場合は、付き添いを認めます。

担当病棟師長へ申し出てください。

1. 病状が重篤で急変のおそれがある
2. 精神的不安が大きい

### 〈付き添い寝具の貸出しについて〉

病院から寝具貸出しを希望される方は、申し出てください。

- ・貸出し料金 1組1日 165円（税込）

令和元年10月

病院長

## 入院患者さんへ

入院期間が180日（3ヶ月以内に他院での入院がある場合は、他院の日数も通算）を超える患者さんは、入院基本料金の一部が医療保険より支払われなくなり、患者さんに負担していただくようになります。

負担していただく割合は、

入院基本料の15%（税込み）

となり、患者さんに負担していただく料金は、入院医療代の他に選定療養費として1日当り

**2,317円**

となります。

\*医療費単価及び負担割合の変動により変更となります。

なお、該当する患者さんには、予めご連絡いたしますので何卒ご了承ください。

## 勤務医の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み事項

当院では勤務医の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っています。

### 【業務分担】

- ・ 初診時の予診の実施
- ・ 入院の説明の実施
- ・ 検査手順の説明の実施
- ・ 薬剤師による服薬指導
- ・ 薬剤師による抗がん剤ミキシングの実施
- ・ 看護師による静脈注射、静脈留置針ルート確保
- ・ 医師事務作業補助者の配置
- ・ 事務職員による患者呼び込みの実施

### 【処遇改善】

- ・ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ・ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

令和5年6月1日

小野田病院

# 診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当院は、患者さんへの説明と納得に基づく診療（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

## 診療情報の提供

- ◆ ご自身の病状や治療について質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、担当医師または看護師に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

## 診療情報の利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を同定できる情報を言います。
- ◆ 当院が保有する個人情報の利用停止を求めることができます。担当医師にお申し出ください。

## 個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ 診療のために利用する他、病院運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、学会等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。 詳細は別紙に記載します。

## ご希望の確認と変更

- ◆ 治療、外来（診察・検査・処置・指導等）や入院予定の変更、療養給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、患者さんご本人に連絡する場合があります。  
ただし、事前に各科外来窓口または受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。
- ◆ 外来等での氏名の呼び出しや、病室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。  
ただし、事故防止・安全確保のためには、呼名および氏名の掲示が望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。
- ◆ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

## 相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者までお願いします。

平成17年 3月

病院長

# 個人情報保護方針

当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

## 1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

## 2. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

## 3. 個人情報の利用停止

当該本人（患者さん）等から利用停止を求められた場合には、別に定める内部規則により、調査の上適切に対応します。

## 4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

## 5. 教育および継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

## 6. 問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者までお願いします。

平成17年 3月

病院長

## 別表：通常の業務で想定される個人情報利用目的

### 【患者さん等への医療の提供に必要な利用目的】

#### [当院での利用]

- ・当院で患者さん等（検診・健診・ドックを含む）に提供する医療
- ・医療保険事務
- ・患者さんに係る管理運営業務のうち、
  - －入退院等の病棟管理
  - －会計・経理
  - －質向上・安全確保・医療事故あるいは未然防止等の分析・報告
  - －患者さん等への医療サービスの向上

#### [他の事業者等への情報提供]

- ・当院が患者さん等に提供する医療のうち、
  - －他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
  - －他の医療機関等からの照会への回答
  - －患者さん等の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託・その他の業務委託
  - －家族等への病状説明
- ・医療保険事務のうち、
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等へのその結果の通知
- ・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ・第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

### 【上記以外の利用目的】

#### [当院での利用]

- ・医療機関等の管理運営業務のうち、
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- －医師・看護師・薬剤師・検査技師・放射線技師・理学療法士・栄養士・医療事務等の学生実習への協力
- －医師・看護師・薬剤師・検査技師・放射線技師・理学療法士・栄養士等の教育・研修
- －症例検討・研究および剖検・臨床病理検討会等の死因検討
- －研究、治験及び市販後臨床試験の場合。関係する法令、指針に従い進める。
- －治療経過および予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

#### [学会・医学誌等への発表]

- －特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

#### [他の事業者等への情報提供を伴う事例]

- ・当院の管理運営業務のうち、
  - －外部監査機関への情報提供
  - －当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答